

## <株主提案（第3号議案及び第4号議案）>

第3号議案及び第4号議案は、株主提案によるものであります。  
なお、提案株主（52名）の議決権の数は、354個であります。

### 第3号議案 定款一部変更の件（1）

#### ▼議案の内容

以下の章を新設する。

#### 第8章 原子力発電からの撤退（発電方式の選択）

第45条 本会社は原子力による発電方式の利用は行わない。

第46条 本会社が所有する原子力発電設備は国に譲渡する。

#### ▼提案の理由

本会社の第一の使命は、健全な経営によって消費者に電力を安定供給することである。

2011年3月に発生した東日本大震災により福島第一原発事故が発生し、同時に原子力発電の安全神話も崩壊した。そして東電のような巨大企業ですら存亡の危機に陥っている。

いったん事故を起こせば、経営が根本から覆されるリスクを包含している原子力発電という発電方法を利用することは、リスクマネジメントから見て健全な運営とは言えない。本会社が健全な運営に立ち戻るために、原子力発電から撤退すべきである。

たかが、電気のために、道民が放射能に被曝（ひばく）し生命を脅かされるのは許せない。

原子力発電に伴い生成される放射性廃棄物の無毒化の技術が無いにもかかわらず、現世の人間だけが原子力発電の恩恵を享受し、未来の子供たちに放射性廃棄物という負の遺産を残し、さまざまな健康障害・先天性障害などの負担を押しつけることは倫理上許されない。

#### ○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

エネルギー資源の乏しいわが国において、原子力、石炭、天然ガス、水力などの様々な電源を活用していくことが必要です。その中でも、低炭素社会の実現に配慮しながら低廉な電気を安定的に供給するためには、安全性を大前提として、燃料供給の安定性、長期的な価格安定性を有し、水力、風力、太陽光など同様に発電時においてCO<sub>2</sub>を排出しない原子力発電は、当社の重要な基幹電源として不可欠です。

泊発電所につきましては、東京電力福島第一原子力発電所に襲来した津波と同規模の津波にも安全を確保できる緊急安全対策を実施したことに加え、津波への耐性をさらに高めるため、蒸気発生器への給水確保などの安全対策の充実にも取り組んでまいりました。これらの取り組みにより、福島第一原子力発電所と同様な事故には至らないと判断しております。

また、さらなる安全性向上を目指し、防潮堤、事故時の指揮所（免震重要棟）や原子炉格納容器フィルタ付ベント設備の設置など、これまで取り組んできた対策や、原子力規制委員会の新規制基準に盛り込まれた新たな項目への対応について、着実に進めてまいります。

放射性廃棄物につきましても、環境に影響を及ぼさないように、引き続き国の安全規制に従って適切に取り扱ってまいります。

したがいまして、本議案のような内容を定款に規定する必要はないと考えます。

本議案のような業務執行に係る具体的な事項は、会社法上、取締役会の決議に委ねることが基本とされており、取締役会において適時、適切に判断すべきものであるため、定款に定めることは不適切であると考えます。

#### 第4号議案 定款一部変更の件(2)

##### ▼議案の内容

以下の章を新設する。

#### 第9章 役員報酬の個別開示

(役員報酬の個別開示)

第47条 個々の役員の報酬、賞与その他、職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益は遅滞無く公表する。

##### ▼提案の理由

株主は、役員の選任を行って、取締役には会社の経営を、監査役には会計ならびに業務の監査を委任している。委任内容と報酬が見合っているか個人別に判断する必要がある。

役員報酬が、適切なものであったか否かを株主に説明し、判断材料を提供する責務が取締役会にある。加えて、電力は道民生活のベースを成すものであり公的な性格を有している。ちなみに今期は、長期間にわたり全道民に節電の協力をお願いするなどの負担を強いてきている。一般の民間企業に比べればはるかに厳しく経営の透明性を確保しなければならない。

株主への配当を削らざるを得ないような深刻な経営上の危機に至った場合、役員は、遅滞なくその責任を負うために、無配当の期間を無報酬とする。

役員個人々人に対する報酬・賞与の減額後の金額を明らかにするよう求める。

#### ○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたしません。

取締役及び監査役の報酬につきましては、月額の限度額を株主総会で決議いただいております。その範囲内で各人の報酬を取締役会の決議又は監査役の協議により決定しております。

また、取締役賞与につきましては、各事業年度の業績等を勘案し、支給の都度、株主総会で総額を決議いただいたうえで、各人の賞与を取締役会の決議により決定しております。

取締役会としては、法令に基づき、経営に係るコストとして取締役及び監査役に支給される報酬等の総額を事業報告において開示しております。

このような方法は、適法と認められており、一般的にも採用されております。

当社は、業績等に鑑み、取締役賞与の不支給や取締役及び監査役の年間報酬額の減額を実施しております。「提案の理由」において「無配当の期間を無報酬とする」とありますが、取締役及び監査役は、株主さまから付託された役割を果たすべく、当社の使命である北海道の電力の安定供給確保に向け、その職務に忠実に取り組んでおり、相応の報酬を支給することは適切であると考えます。